

令和7年第6回 邑南町議会定例会（第1日目）会議録

1. 招集年月日 令和7年9月2日（令和7年8月22日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和7年9月2日（火） 午前9時30分
 散会 午後1時41分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	宮田 博
9 番	中村 昌史	10 番	辰田 直久	11 番	山中 康樹	12 番	漆谷 光夫

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 12名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	宮田 博
9 番	中村 昌史	10 番	辰田 直久	11 番	山中 康樹	12 番	漆谷 光夫

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大屋 光宏	副 町 長	白須 寿	総務課長	高瀬 満晃
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課	植田 啓司	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	森田 政徳	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原誠治	建設課長	小笠原 清	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	峽戸真理恵	瑞穂支所長	三浦雄一郎		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	原 拓矢	学びのまち推進課長	田村 成生
水道課長	三浦 康孝	監査委員	迫田 悦三		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 課長補佐 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
8 番	宮田 博	9 番	中村 昌史

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和7年第6回邑南町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年9月2日（火）午前9時30分開会

開会、開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 認定第1号 令和6年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定

日程第6 認定第2号 令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計
歳入歳出決算の認定

日程第7 認定第3号 令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
歳入歳出決算の認定

日程第8 認定第4号 令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算の認定

日程第9 認定第5号 令和6年度邑南町電気通信事業特別会計
歳入歳出決算の認定

日程第10 認定第6号 令和6年度邑南町水道事業会計決算の認定

日程第11 認定第7号 令和6年度邑南町下水道事業会計決算の認定

日程第12 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意

日程第13 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意

日程第14 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意

- 日程第15 承認第9号 専決処分の承認
(令和7年度邑南町一般会計補正予算第3号)
- 日程第16 議案第72号 邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
- 日程第17 議案第73号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正
- 日程第18 議案第74号 邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の一部改正
- 日程第19 議案第75号 令和7年度邑南町一般会計
補正予算第4号
- 日程第20 議案第76号 令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第2号
- 日程第21 議案第77号 令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第2号
- 日程第22 議案第78号 令和7年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第1号
- 日程第23 議案第79号 令和7年度邑南町電気通信事業特別会計
補正予算第1号
- 日程第24 議案第80号 令和7年度邑南町下水道事業会計
補正予算第1号

令和7年第6回 邑南町議会定例会（第1日目） 会議録

【令和7年9月2日（火）】

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開会、開議宣告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） おはようございます。  
（ 「おはようございます」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） ただ今から、令和7年第6回邑南町議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 会議録署名議員の指名 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番宮田議員。9番中村議員。お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 会期の決定 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日9月2日から9月12日の11日間といたしたいと思ひます。これに御異議はありませんか。  
（ 「異議なし」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日9月2日から9月12日の11日間とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第3 諸般の報告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第3、諸般の報告を行います。執行部より、報告第7号専決処分の報告。報告第8号令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告。報告第9号令和6年度邑南町教育委員会の権限に属する事務の点検・評価報告。監査委員より、報告第10号令和6年度邑南町内部統制評価報告書審査意見書。執行部より、報告第11号おおなんきらりエネルギー株式会社の経営状況の報告。監査委員より、報告第12号例月現金出納検査結果報告。報告第13号令和7年度定期監査報告。議長等の動静報告は、お手元に配布しておりますとおりでございます。受理した請願は請願文書表のとおり、受理番号2、旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行の実現に向けた請願書は、産業建設常任委員会に付託いたしました。受理した陳情は陳情文書表のとおり、受理番号3、免税軽油制度の継続を求める陳情書は産業建設常任委員会に、受理番号4、政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める陳情は、総務教民常任委員会にそれぞれ付託しました。産業建設常任委員会において、閉会中の委員長の辞任及び後任の委員長の選任がありましたので報告します。6番瀧田均議員から、一身上の都合により産業建設常任委員会委員長を辞任したい旨の願いが産業建設常任委員会副委員長に提出され、邑南町議会委員会条例第12条第1項の規定によりまして、産業建設常任委員会において8月18日にこれが許可されました。併せて同日付けで、邑南町議会委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、後任の委員長には山中康樹議員が互選されました。また、議会運営委員の辞任及び後任の委員の選任がありましたので報告します。邑南町議会運営に関する申し合わせ事項により、各常任委員会委員長が議会運営委員を兼務することとなっておりますので、去る8月18日に6番瀧田議員から一身上の都合により、同日付けをもって議会運営委員を辞任したい旨の願いが提出され、邑南町議会委員会条例第12条第2項ただし書の規定によりまして、同日付けで議長がこれを許可しました。併せて、同日付けで後任の議会運営委員の選任については、邑南町議会委員会条例第7条第4項ただし書の規定により、議長において山中康樹議員を選任しました。以上、報告します。

~~~~~○~~~~~

#### （ 日程第4 行政報告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第4、行政報告。これより町長に行政報告を行っていただきます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 令和7年第6回邑南町議会定例会に当たり、決算認定案・予算案の説明に先立ちまして、現在進めております諸施策等について行政報告を申し上げます。まずはじめに、渇水対策・熱中症対策について申し上げます。今年は梅雨明けが早く7月にかけて雨が少ない状況が続いたため、7月30日から渇水対策会議を開催し対応にあたりました。水道関係ですが、町内21か所の浄水場について現地も確認しておりますが、水道用水が不足する状況は確認されませんでした。農業関係ですが、7月28日から8月8日にかけて状況調査を行いました。併せて渇水時の応急対策について、多面的機能支払や中山間地域等直接支払交付金の活用、県単農地有効利用支援整備事業の支援対象の追加紹介を行っております。状況調査では、調査集落100集落中47集落から回答があり、今後も雨が降らない場合、水稻について収穫不能と見込む面積が174アール。3割以上減収と見込む面積が1254アールという結果でした。また、熱中症対策として、民生委員等皆さんの御協力もいただき高齢者世帯等の声かけ等も実施しました。この時の状況も踏まえ、本日提出します一般会計第4号補正予算には、邑南町エアコン等購入等支援事業費を盛り込んでおります。次に、令和6年度町税の徴収率について申し上げます。島根県が報告した個人県民税徴収状況において、邑南町の令和6年度の徴収率は前年度比で0.015ポイント下がり、99.563%となりましたが、令和5年度に引き続き県下19市町村中1位の徴収率となりました。また、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、国民健康保険税の現年度分、滞納繰越分を含めた町税全体の徴収率は、前年度比0.37ポイント増の97.31%となりました。次に、本年度の財政運営について申し上げます。本年度一般会計予算は、道の駅瑞穂整備事業の歳入歳出予算の減額、定額減税不足額給付金給付事業費等の経済対策や災害対応等のため、8月までに3号の補正予算を組み、9月補正前の一般会計予算総額は、当初予算から1億5,347万5,000円減の135億952万5,000円となっています。このような中、普通交付税の本年度の配分が7月29日に決定されました。その概要は、普通交付税が53億6,397万9,000円で、臨時財政対策債発行可能額は0となっています。令和6年度と比較しますと1.7%、額にして9,345万5,000円の減額となっています。今回の交付税減額の要因は、令和6年度は新たに創設された臨時経済対策費や給与改定費などの追加交付がありましたが、令和7年度は現時点でこれらの追加交付を見込めないことや、法人の資産売却に伴う町民税法人税

割の大幅な増額により、基準財政収入額が増加したことなどによるものです。なお、この算定結果に基づき、今回の一般会計補正予算第4号において、普通交付税を5,154万7,000円減額しています。また、令和6年度決算に基づき、繰越金を3億6,638万8,000円追加し、当初予算措置額と合わせ3億7,638万8,000円としています。また、歳入の財政調整基金繰入金を3億1,148万8,000円減額し、補正後予算額を1億7,530万5,000円としています。次に、行財政改善計画及び内部統制制度について申し上げます。現在令和6年度に策定した邑南町行財政改革推進本部設置要綱に基づき、財政再建プロジェクトチームを設置しています。本チームでは、業務の効率化を進め将来的な時間外勤務の削減や年々増加する業務に対して、人的リソースが不足する状況への対応の必要性について議論を重ねています。具体的には、業務効率化の基盤となる業務の見える化や業務手順書の作成を進め、多様な視点から業務の見直しを検討することとしています。また、内部統制制度においても、業務に潜在するリスクの洗い出しやその対応策の検討を主に進めています。この過程においても業務手順書を確認し内在するリスクを把握することが重要です。このように、行財政改善と内部統制の双方において共通の重要事項である業務手順書の見える化は不可欠であり、本年度より本格的な取組を開始しました。従来の業務手順書は、各担当において独自に作成されることが多く見られましたが、今回は共通のシステムを用いて作成・管理を行い、人事異動時の引継ぎや組織全体での活用を図っていきます。次に、自治体DXデジタルトランスフォーメーションについて申し上げます。人口減少や高齢化、行政需要の多様化に対応するため、実用可能なところからデジタル技術の積極的な活用を進めております。本年度から、窓口のあり方の改善を目的として窓口改善事業に取り組んでいます。マイナンバーカード等を読み取り申請書の記入補助をする、申請書作成支援システムや、おくやみ手続についてノーコードツールを活用して、時間短縮を図れるよう準備を進めています。また、現在のホームページは平成29年の導入から8年以上が経過し、情報発信の多様化や利用者ニーズの変化に十分対応し切れていないなど課題があります。全ての利用者が必要な情報に迅速にアクセスできるよう、ホームページの更新を実施し、広報全体のDXもあわせて推進します。次に、ケーブルテレビ施設についてですが、ケーブルテレビの設備は平成22年の運用開始から15年が経過し老朽化が進んでいることから、計画的に機器の更新を進めております。令和2年度から取り組んでいますONU光回線の終端装置の更新につきましては、半導体不足により繰越しとなっておりました瑞穂地域の高原地区、布施地区において、本年度事業で実施してまいります。また、近年多発激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達ができるように、ケーブルテレビネットワークの複線化など耐災害性の強化に取り組んで

まいります。次に、道の駅瑞穂整備事業について申し上げます。平成29年度から取り組んできました道の駅瑞穂再整備事業ですが、令和7年6月30日に建築工事が完了し建物の引渡しを受けました。そして7月11日に家具等の備品を納入し、8月29日に外構工事等を終え全ての工事を完了したところです。また、8月4日には共同整備者である島根県との共催により関係する皆様とともに竣工式典を行い、完成を報告した後道の駅邑南の里をグランドオープンしたところです。なお、8月1日からのプレオープンを含む1か月間の利用状況としては、レジカウント数では約3万5,000件と昨年同期の約1.7倍を、売上高では2倍以上を記録しており順調なスタートを切っております。次に、空き家相談会について申し上げます。令和5年度より毎年開催している空き家の所有者向け相談会を、6月6日金曜日に役場本庁、7月26日土曜日に矢上交流センターで行いました。この相談会は、邑南町住宅相談センターの主催で島根県司法書士会に共催いただき、相談員として、宅地建物取引士、司法書士、役場の税や空き家を担当する課の職員が対応しました。4月に発送した固定資産税の納税通知書に、空き家相談会のチラシを同封したところ、今年度は町内外から62件の申込みがありました。相談したい内容は複数選択で、手放したい・処分したいが過半数の34件55%と最も多く、次いで利活用が28件45%、解体が26件42%、補助金についてが24件39%、相続登記が19件31%などと続きました。当日相談会に参加された27組へのアンケートでは、全員から参加してよかったとの回答がありました。また、相談会の当日または1か月以内の相談者の経過は、空き家バンク登録手続に着手が8件、相続手続に着手が3件、邑南町老朽危険空き家除却支援事業補助金の調査申請が3件、解体見積や着手が3件と、27組中17組が相談後すぐに行動に移されています。その他現在は居住中や定期利用中だが、将来のための準備を目的とする参加も7件あり、空き家を増やさない予防的な効果も期待されます。なお、定員超過のため当日参加出来なかった申込み者に対しては、電話や別の日に来庁いただき個別対応をしております。日本一の子育て村ワーキング会議について申し上げます。令和4年度に制定しました邑南町子ども条例の理念実現に向け、それまでの日本一の子育て村推進本部を廃止して、令和5年度に設置した会議体が日本一の子育て村ワーキング会議です。この会議は、地域みらい課、医療福祉政策課、産業支援課、保健課、学びのまち推進課の職員で構成しています。会議の設置以降、この間この会議においては、日本一の子育て村を目指す取組として、新たな少子化対策や充実した子育て・子育て環境づくり等について意見を出し合い、政策の立案を行ってまいりました。そうした取組の中から新たな事業として実現したのが、マタニティーベジボックス事業やおむつ等定期便事業、不妊治療交通費助成事業及び病児保育利用料の助成などの支援施策です。昨年度からは、主に邑南町子ども計画の策定、推進支



援について話し合いを行っておりますが、令和7年度はそれに加え、町内各所に掲出している日本一の子育て村の看板や日本一の子育て村を目指すという姿勢を引継ぎ進めている、子育て・子育て支援施策について、どう表現していくか等についても意見を出し合い議論しているところです。次に、いわみ温泉霧の湯の状況について申し上げます。いわみ温泉霧の湯については、本年6月18日に温泉施設からレジオネラ属菌が検出されたことで、利用者の皆様、町民の皆様に大変御心配をおかけしたこと、改めておわび申し上げます。その後、同日より温泉施設を臨時休業とし、保健所など関係機関の指導のもと、配管の消毒など対策を講じてまいりましたところ、再度の水質検査においてレジオネラ属菌は検出されず、保健所の現地立入り検査でも改善状況が確認されましたことから、7月30日より温泉施設の営業を再開させていただいたところです。なお、4月の開業時点で故障により休止となっておりますサウナ室の修繕も完了し、この度は再開しておりますが、指定管理者により夏に向け再開準備を進めておりました香木の森公園内にあるレストラン香夢里については、今回の温泉施設の改善対策を優先したことなどにより、当面は再開を延期する見通しとなっております。次に、神紅の産地化について申し上げます。令和3年度より定植が始まった神紅については、今年度は3年生以上の園約240アールを中心に収穫が見込まれ、高温や少雨の影響もなく順調に生育が進んでおり、市場出荷量は昨年実績の約2tに対し今年は5tを目標に、昨年を大幅に上回る見込みです。今年度の神紅の出荷については7月31日から開始され、8月下旬から9月前半をピークに9月下旬までを見込んでおり、先般8月21日に開催された島根おおちぶどう部会主催の出荷式の検査では色付きも良く、糖度は24度と非常に高い数値を記録していました。また、市場での取引価格は8月中旬では1キログラム当たり4,000円前後で、邑南町産神紅は昨年に比べ高いランクでの出荷が多いことから、去年同期より比較的高値での取引となっているようです。次に、令和7年産水稻の作付状況等について申し上げます。はじめに、水稻の作付状況ですが、令和7年産主食用水稻は870.14ヘクタールと、前年度より約26ヘクタール、約2.9%の減少となりました。うちハーブ米コシヒカリは、前年比3ヘクタール減の約106ヘクタール、ハーブ米きぬむすめは、前年と同じ約13ヘクタールとなっています。また、高温障害に比較的強いとされるつや姫は、前年比13ヘクタール増の約54ヘクタールとなっています。これら主食用のほかでは、飼料用稲が前年比15ヘクタール減の約64ヘクタールとなっています。次に、熊対策について申し上げます。全国的に熊による人的被害等が発生しています。邑南町でも7月22日に中野の石見東小学校付近での目撃情報があったため、関係課によるクマ対策会議を開催し対応にあたりました。目撃場所付近に監視カメラを設置するとともに、無線放送や朝夕のパトロールを実施し警戒を呼びかけましたが、

その後付近での目撃情報や監視カメラへの熊の記録もなかったため、7月28日に対応を終了しました。次に、脱炭素先行地域づくり事業について申し上げます。今年度はP P Aによる太陽光発電設備整備の繰越予算分として、公立邑智病院ソーラーカーポート事業の着手に向け準備を進めています。また、今年度予算分のP P Aによる太陽光発電設備整備事業として、道の駅邑南の里事業が完了し稼働を開始しており、石見中学校駐輪場についても工事が完了していると確認しております。小売電気事業では、既に24の公共施設に対し電力の供給を開始していますが、全ての公共施設に対する電力の供給開始に向け現在準備を進めているところです。次に、浜田自動車道4車線化事業について申し上げます。令和4年3月に事業化され、事業主体のN E X C O西日本中国支社による調査設計等を進められておりましたが、令和7年7月1日に公表されました発注見通しによると、市木地内の猪子谷橋下部工工事が、令和7年度の第2四半期に入札予定となっており、浜田自動車道4車線化事業で、最初の工事発注がこの猪子谷橋下部工工事となります。次に、豪雨災害について申し上げます。今年の7月は例年より降雨量が少なかったのですが、7月8日から9日にかけて降った雨、7月14日に降った雨は、災害の基準雨量の1時間20ミリメートル以上を超える降雨が観測されました。この7月の豪雨により被災報告のあった箇所については、公共施設道路河川で6か所、農地・農業用施設で15か所となっております。また、8月7日からの雨についても災害の基準雨量を超えており、8月末時点での被害報告箇所数は、公共施設道路河川で3か所、農地・農業用施設で30か所、林道施設で1か所の被害報告を受けております。今後補助対象事業に該当する箇所については、10月上旬から予定されている災害査定を受検することになります。次に、教育委員会関係について申し上げます。はじめに、令和6年度邑南町教育委員会の権限に属する事務の点検評価報告書についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、今定例会において教育委員会から提出いたします。この報告書は、教育委員会の権限に属する事務について自らが自己点検評価を行い、学識経験者で構成された第三者評価機関の委員による意見を付してまとめたものです。次に、小中学校の在り方検討委員会についてです。邑南町小中学校の在り方検討委員会設置条例に基づき、6月25日に5名の方に在り方検討委員の委嘱をしました。検討委員会の第1回目は6月26日に、第2回目は7月29日に開催しました。これまでの2回の会議では、検討委員会設置の経緯、本町の小中学校の現状を説明し、委員はそれぞれの立場で学校、理想の学びに対する意見を出し合いました。第3回検討委員会は、10月3日に開催する予定としています。また答申するにあたり、委員から町民が学校についてどういった思いを持っているか知りたいとの意見があり、検討委員会としてアンケートを実施することにしました。保護者向けと地域の皆様向けのアンケートを予定

しています。検討委員会の会議は原則公開とし、会議録をホームページで公開、会議の傍聴を行っております。第2回検討委員会では、5名の方が傍聴されました。令和8年3月の答申までに計6回の会議を予定しています。次に、いじめ防止基本方針一部改定についてです。邑南町におけるいじめ防止対策をより一層実効性のあるものとするため、国の動向や近年のいじめに関する課題に対応し、関係機関との連携強化、いじめの早期発見・早期対応の徹底、重大事態への対応体制の強化などを図ることを目的に、邑南町いじめ防止基本方針を一部改定しました。今回のいじめ防止基本方針の一部改定の周知と町民の皆様といじめについて一緒に考える機会として、邑南町いじめ防止フォーラムを7月30日に開催しました。次に、石見中学校校庭外構整備工事についてです。令和4年度から着工しました石見中学校の建替工事ですが、7月31日に校庭外構整備工事が終了しました。新たな校庭は、200メートルトラック、野球練習場などを備えており、新たな学びの場として生徒をはじめ地域の皆様に利活用いただきたいと思いますと考えております。次に、公民館活動について申し上げます。平和教育の一環として、6月18日から8月5日までの約7週間町内12公民館で、長崎原爆資料館からパネルをお借りし平和パネルの巡回展示を実施しました。また、原爆投下から80年を機に、8月7日に広島市で開催された広島平和文化センター、広島市、広島市教育委員会主催の第1回全国平和学習の集いへ6名の中学生が参加し、被爆体験者講和を聴講し、全国から集まった生徒たちと平和についてグループディスカッションをしました。これに先立って、7月25日には被爆体験伝承者を招いた平和学習会と全国平和学習の集いの事前学習会を開催しました。次に、全国表彰者について申し上げます。7月16日付けで全国スポーツ推進委員連合30年勤続表彰に、阿須那地区の種克也さんが決定されました。また、7月29日付けで全国社会教育委員連合表彰に、口羽地区の荒水博昭さんが決定されました。次に小中高生の全国大会への出場などの活躍状況は、別紙のとおりまとめておりますので御覧ください。次に、邑南町発注の公共事業についてでございますが、これは別紙一覧表で発注状況を御報告させていただきますので、そちらを御覧ください。以上、9月議会定例会に当たり、本年度の諸施策について中間行政報告とさせていただきます。なお、本定例会に提案いたします議案は、人事案件3件、条例案3件、決算認定案7件、補正予算案6件、専決処分の承認1件の合わせて20件としております。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。続きまして、諸般の報告をさせていただきます。令和7年第2回邑智郡総合事務組合議会定例会が8月27日に開催され、令和6年度の事業報告並びに決算報告が承認されましたので、その概要について御報告申し上げます。御手元に決算書をお配りしていますので御覧ください。まず、一般会計ですが2ページを御覧ください。歳入総額は、12億8,034万7,

476円となっています。歳入の主なものは、構成3町の負担金などで11億626万2,386円。国庫補助金が2,832万9,000円。前年度繰越金が5,546万5,895円などです。3ページを御覧ください。歳出総額は、12億3,540万3,475円となっています。歳出の主なものは、総務管理費が4億7,048万8,316円。清掃費が6億8,218万1,280円。特別会計繰出金が2,920万7,997円などです。4ページを御覧ください。歳入歳出差引額は、4,494万4,001円。繰越明許による翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となります。また、清掃費に关します各処理量については、し尿処理量が1万1,041キロリットルで、前年度に対し103キロリットル減少しました。ごみ処理量の実績は、可燃ごみ搬入総量が9,475トンで、前年度に比べ360トン減少しました。次に、介護保険特別会計について申し上げます。令和6年度は、第9期介護保険事業計画の1年目になります。8ページを御覧ください。歳入総額は、36億6,180万5,778円です。歳出総額は、35億6,226万8,334円となっており、歳入歳出差引額及び実質収支額は9,953万7,444円です。被保険者等の状況は、令和6年9月末の第1号被保険者は7,508人で前年同月末に対し155人の減。認定者数は1,687人で前年同月末に対し10人の増。認定率は22.5%で0.6ポイント増加しています。介護保険料の収納状況は、令和6年度の未納額が総額115万4,526円で、未納者は32人、収納率は99.79%です。未納者に対しては、給付制限などの不利益処分が発生しないよう事務組合と3町が連携をとり、早期完全納付に向け納付相談活動を継続してまいります。以上、中間行政報告とさせていただきます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、町長の行政報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第5 認定第1号 令和6年度邑南町一般会計
歳入歳出決算の認定 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第5、認定第1号令和6年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定から、日程第11、認定第7号令和6年度邑南町下水道事業会計決算の認定までを一括議題といたします。まず最初に、日程第5、認定第1号令和6年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 認定第1号の提案理由を御説明申し上げます。認定第1号は令和6年度邑南町一般会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものでございます。詳細につきましては財務課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○森田財務課長（森田政徳） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、森田財務課長。

○森田財務課長（森田政徳） 認定第1号令和6年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について、令和6年度邑南町一般会計歳入歳出決算書で説明をいたします。決算書の6ページ7ページを御覧ください。歳入合計ですが、収入済額は166億6,041万7,461円でございます。10ページ11ページを御覧ください。歳出合計ですが、支出済額は161億8,707万6,630円。歳入歳出差引残額は、4億7,334万831円でございます。前年度と比べて、収入済額は6.3%増、支出済額は6.1%増となっております。12ページ13ページを御覧ください。事項別明細書で主な項目について説明をいたします。歳入、1款町税です。町税全体の額でございますが、調定額11億8,466万6,649円に対し、収入済額は11億6,629万5,615円、収納率が98.4%で前年度と比べて0.1ポイント増加をしております。また、不納欠損額は、前年度に比べて109万9,443円増額の142万3,873円、収入未済額は、前年度と比べて287万3,133円減額の1,694万7,161円でございます。16ページ17ページを御覧ください。10款地方交付税です。収入済額は、前年度と比べて413万円減額の62億6,552万6,000円でございます。このうち普通交付税については、新たに創設された臨時経済対策費や給与改定費などの増額要因があるものの、町民税法人税割や自動車重量譲与税の増額などによる基準財政収入額の増額や下水道費の減額などによる基準財政需要額の減額により、前年度と比べて1,585万7,000円減額の、54億4,507万5,000円でございます。18ページ19ページを御覧ください。特別交付税は、除雪費の増額などにより、1,172万7,000円増額の8億2,045万1,000円でございます。24ページ25ページを御覧ください。14款

国庫支出金です。調定額は、26億4,856万3,183円で前年度と比べて4億7,007万5,040円の増額、収入済額は21億1,827万6,183円で前年度と比べて3億1,765万400円の増額でございます。収入未済額は、5億3,028万7,000円でございます。収入済額の増額の主な要因は26ページ27ページの、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金が2億8,010万1,000円の増額、デジタル田園都市国家構想推進交付金が2億650万8,768円の増額などによるものでございます。収入未済額の要因は、繰越明許に伴うものでございます。30ページ31ページを御覧ください。15款県支出金です。調定額は16億3,653万3,146円で、前年度と比べて3億7,683万387円の増額、収入済額は14億9,101万9,258円で、前年度と比べて4億1,597万8,719円の増額でございます。収入未済額は、1億4,551万3,888円でございます。収入済額の増額の主な要因は、道の駅瑞穂整備事業費負担金が3億8,415万6,392円の増額などによるものでございます。また、収入未済額の要因は、繰越明許に伴うものでございます。44ページ45ページを御覧ください。17款寄附金です。調定額及び収入済額は1億4,934万2,753円で、前年度と比べて579万313円の増額でございます。2節ふるさと寄附金は、前年度と比べて61万4,500円減額の1億3,767万3,500円。3節企業版ふるさと納税寄附金は、前年度と比べて730万円増額の1,130万円でございます。18款繰入金です。収入済額は5億1,029万円で、前年度と比べて764万5,203円の増額でございます。令和6年度は財政調整基金繰入金はありません。減債基金繰入金は、前年度と比べて2,165万5,000円の増額、まちづくり推進基金繰入金は道の駅整備事業の実施により、前年度と比べて5,658万7,000円の増額でございます。46ページ47ページを御覧ください。19款繰越金です。前年度と比べて5,389万4,585円増額の、4億1,443万8,876円でございます。20款諸収入です。収入済額は前年度と比べて5,274万5,593円増額の、3億1,804万4,876円でございます。収入未済額は4,377万6,100円で、主な要因は繰越明許に伴うものでございます。56ページ57ページを御覧ください。21款町債です。調定額及び収入済額は33億8,725万9,000円で、前年度と比べて6,225万8,000円の増額でございます。主な増減要因は、道の駅瑞穂整備事業債が5億830万円の増額、令和5年度に実施しました邑学館整備に係る研修施設整備事業債が3億880万円の皆減などによるものでございます。62ページ63ページを御覧ください。歳出です。2款総務費の支出済額は、前年度と比べて8億3,605万5,882円増額の36億4,365万727円でございます。増額の主な要因は65ページになりますが、002、03財政調整基金管理費が3億

4, 886万8, 236円の減額。67ページの16減債基金管理費が、4, 495万9, 942円の減額。81ページの020、01道の駅瑞穂整備事業が13億1, 521万438円の増額などによるものでございます。100ページ101ページを御覧ください。3款民生費の支出済額は前年度と比べて、1, 507万6, 703円減額の25億9, 736万9, 756円でございます。この減額の主な要因は、令和5年度に実施いたしました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費が1億6, 727万9, 255円の皆減、108ページ109ページになりますが、045住民税非課税世帯重点支援給付金給付事業費が5, 102万6, 033円の皆増、3目老人福祉費の003後期高齢者医療事業特別会計繰出金が2, 089万8, 082円の増額などでございます。128ページ129ページを御覧ください。4款衛生費の支出済額は、前年度と比べて1億3, 397万970円減額の、20億9, 211万5, 216円でございます。この減額の主な要因は142ページ143ページになりますが、8目病院費が邑智病院建設に係る繰出金の減により1億8, 206万2, 000円減額の、10億896万6, 000円。2項清掃費1目廃棄物処理費が、し尿ごみ処理に係る邑智郡総合事務組合負担金の増などにより2, 260万3, 584円増額の、2億6, 817万3, 890円などによるものでございます。144ページ145ページを御覧ください。6款農林水産業費の支出済額は前年度と比べて7, 730万7, 385円増額の、15億1, 568万1, 593円でございます。この増額の主な要因は、1項農業費は153ページの、023農業用ハウス等リース支援事業01農業用ハウス等リース支援事業が4, 503万7, 317円増額の、9, 665万8, 000円。161ページの2項林業費2目林業振興費001の01森林研究・整備機構造林受託事業費が4, 830万4, 631円増額の、7, 959万757円などでございます。164ページ165ページを御覧ください。7款商工費の支出済額は、前年度と比べて4, 761万8, 468円増額の3億799万1, 730円でございます。この主な増減要因は、166ページ167ページの2目商工業振興費、001農林商工等連携サポート事業費01農林商工等連携サポート事業費が2, 678万5, 802円減額の、1, 378万8, 100円。173ページの037いわみ温泉活用施設等改修事業費01いわみ温泉活用施設等改修事業費が5, 315万3, 100円の皆増。02薪ボイラー設置事業費が7, 808万3, 500円増額の、8, 570万7, 600円のほか、令和5年度に実施いたしました観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業が3, 582万1, 000円の皆減などによるものでございます。174ページ175ページを御覧ください。8款土木費の支出済額は、前年度と比べて1億767万4, 883円増額の、10億8, 438万6, 961円でございます。この増額の主な要因は、179ページの003除雪費が

石見、瑞穂、羽須美地域合計で、1億29万1,768円増額の、2億5,206万6,790円などによるものでございます。190ページ191ページを御覧ください。9款消防費の支出済額は、前年度と比べて70万6,220円減額の、4億2,744万7,645円でございます。主な増減要因は、1項消防費1目常備消防費001常備消防費01江津邑智消防組合負担金が1,388万5,000円増額の、3億5,135万円。令和5年度に実施いたしました消防積載車整備費が1,571万5,221円の皆減でございます。194ページ195ページを御覧ください。10款教育費の支出済額は、前年度と比べて4,044万6,321円増額の、27億9,281万5,929円でございます。この増額の主な要因は、210ページ211ページの、3目学校建設費005高原小学校改修事業費05高原小学校特別教室棟改修事業費が2,462万2,400円増額の、3,628万2,400円。029小学校施設衛生環境改善事業費01小学校施設衛生環境改善事業費が2,282万5,000円の皆増など、普通建設事業費の増額などによるものでございます。一方で218ページ219ページの、3目学校建設費018石見中学校建設事業費が、02石見中学校改築付帯工事費から05の石見中学校改築付帯事業費までの合計が15億3,203万8,283円で、前年度と比べまして1億6,681万9,681円の減額などがありますが、全体としては増額となっております。236ページ237ページを御覧ください。11款災害復旧費の支出済額は前年度と比べて1,744万2,079円減額の、6,617万9,043円でございます。240ページ241ページを御覧ください。12款公債費の支出済額は、前年度と比べて1,463万1,644円減額の、15億5,935万9,603円でございます。98款予備費は、予算額3,000万円のうち2,814万5,000円をそれぞれの費目に充用しております。244ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が166億6,041万7,000円。歳出総額が161億8,707万7,000円。歳入歳出差引額が4億7,334万円。翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が9,695万2,000円。実質収支額が、3億7,638万8,000円でございます。以上、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑はこれで終わります。


~~~~~○~~~~~

( 日程第 6 認定第 2 号 令和 6 年度 邑南町国民健康保険事業  
特別会計歳入歳出決算の認定 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 6、認定第 2 号令和 6 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 認定第 2 号の提案理由を御説明申し上げます。認定第 2 号は、令和 6 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものでございます。詳細につきましては町民課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 認定第 2 号令和 6 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。決算書 246 ページ 247 ページをお開きください。はじめに歳入合計でございますが、予算現額 12 億 9,863 万 6,000 円に對しまして、調定額は 13 億 2,149 万 689 円。収入済額は 13 億 227 万 9,068 円。収入未済額は 1,921 万 1,621 円でございます。収入済額は前年度と比較いたしまして、5,081 万 4,098 円の増額。率にして 4.06% の増でございます。続きまして、248 ページ 249 ページをお開きください。歳出合計でございますが、予算現額は歳入と同額でございます。支出済額は 12 億 9,212 万 7,763 円。翌年度繰越額はございませんで、不用額は 650 万 8,237 円でございます。支出済額は前年度と比較いたしまして、5,216 万 5,610 円の増額。率にして 4.2% の増でございます。また、歳入歳出差引残額は 1,015 万 1,305 円でございます。主な項目につきましては、事項別明細

書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。250ページ251ページをお開きください。1款1項国民健康保険税でございますが、調定額1億6,592万3,875円に対しまして、収入済額は1億4,671万2,254円。収入未済額は1,921万1,621円でございます。収納率は前年度と比較いたしまして1.1ポイント上がりまして、88.4%。収入未済額は前年度と比較いたしまして、119万5,094円の減額でございます。4款国庫支出金2項国庫補助金につきましては、社会保障税番号制度システム整備費補助金が167万円でございます。次に、5款県支出金2項県補助金2目保険給付費等交付金のうち、1節普通交付金が9億240万7,641円でございます。これは、町が保険者として支払う7割相当部分の療養給付などの補填分でございます。前年度と比較いたしまして、2,055万4,060円の増額。率にして2.33%の増でございます。また、2節特別交付金につきましては4,881万5,000円でございます。これは国が町の状況に応じて交付する保険者努力支援分などでございます。前年度と比較いたしまして、1,038万8,000円の減額でございます。次に、252ページ253ページをお開きください。9款繰入金1項基金繰入金につきましては、国民健康保険事業基金を3,571万7,000円取崩しております。次に、同款2項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、1節保険基盤安定繰入金及び2節一般会計繰入金合わせまして、1億2,650万8,158円でございます。次に、10款繰越金でございます。前年度からの繰越金が、1,150万2,817円でございます。次に、254ページ255ページをお開きください。11款諸収入でございますが、2,886万2,535円が収入済額でございます。主な内訳といたしましては、延滞金・保険給付返還金でございます。続きまして歳出でございます。256ページ257ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費でございますが、人件費・事務費のほか、邑智郡総合事務組合負担金、国保連合会負担金などがございまして、6,683万5,076円が支出済でございます。前年度と比較いたしまして、1,025万6,111円の増額でございます。主な要因といたしましては、邑智郡総合事務組合負担金の増額でございます。次に、2款保険給付費1項療養諸費でございます。7億7,593万7,569円が支出済でございます。次に、258ページ259ページをお開きください。同款2項高額療養費につきましては、1億2,648万7,019円が支出済でございます。同款3項助産諸費1目出産育児一時金につきましては、1件で50万円。4項葬祭諸費につきましては、27件で81万円が支出済でございます。次に、260ページ261ページをお開きください。5款保健事業費につきましては、1,038万6,981円が支出済でございます。主なものといたしましては、2項特定健康診査等事業費でございます。次に、262ページ263ページをお開きくだ

さい。7款1項基金積立金につきましては、1, 138万8, 263円を積立していました。次に、9款諸支出金につきましては、3, 278万6, 273円が支出済でございます。前年度保険給付費等交付金の返還や、特別交付金に含まれておりますへき地直営診療所分の直営診療所事業特別会計への繰出金が主な内容でございます。次に、12款の国民健康保険事業費納付金でございます。これは島根県へ納めているもので、2億6, 570万1, 117円が支出済でございます。前年度と比較いたしまして、541万7, 910円の増額でございます。次に、264ページ265ページをお開きください。98款予備費でございますが、令和6年度においての充用はございませんでした。最後に、266ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が、13億227万9, 000円。歳出総額が、12億9, 212万8, 000円。歳入歳出差引額が、1, 015万1, 000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の1, 015万1, 000円でございます。以上、令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（日程第7 認定第3号 令和6年度邑南町国民健康保険
直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第7、認定第3号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 認定第3号の提案理由を御説明申し上げます。認定第3号は、令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものでございます。詳細につきましては、町民課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 認定第3号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。決算書の、268ページ269ページです。はじめに歳入合計でございますが、予算現額1億4,311万3,000円に對しまして、調定額は1億4,297万9,006円。収入済額は調定額と同額でございます。収入未済額はございません。収入済額は前年度と比較いたしまして、1,788万7,737円の増額でございます。続きまして、270ページ271ページでございます。歳出合計でございますが、予算現額は歳入と同額でございます。支出済額は、1億3,818万2,625円。不用額は493万375円でございます。前年度と比較いたしまして、1,801万9,698円の増額でございます。また、歳入歳出差引残額は、479万6,381円でございます。主な項目につきましては、事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。272ページ273ページでございます。1款診療収入でございます。4か所の診療所を合わせまして収入済額は、3,378万734円でございます。前年度と比較いたしまして、464万6,253円の減額でございます。次に、274ページ275ページでございます。5款県支出金1項県補助金4目へき地医療対策費補助金につきましては、577万1,000円でございます。前年度と比較いたしまして、430万7,000円の減額でございます。次に、7款町債1項町債1目衛生債につきましては、矢上診療所の電子カルテ更新経費といたしまして、840万円の借入を行っております。次に、8款繰入金1項他会計繰入金でございますが、1目一般会計繰入金につきましては4か所の診療所の運営費補填分といたしまして、7,656万6,918円でございます。前年度と比較いたしまして、2,160万5,524円の増額でございます。同款3項事業勘定繰入金につきましては、国民健康保険事業特別会計の特別調整交付金に阿須那診療所と日貫診療所のへき地直営診療所分が算入をされており、その算入分は、450万8,000円でございます。次に、276ページ277ページでございます。9款繰越金は前年度繰越金でございます。492万

8, 342円でございます。次に、10款諸収入2項受託事業収入につきましては、808万5, 946円でございます。前年度と比較いたしまして、11万1, 191円の減額でございます。続きまして歳出でございます。280ページ281ページでございます。1款総務費1項施設管理費は4か所の診療所の管理費でございます。合わせて、9, 129万5, 000円が支出済でございます。前年度と比較いたしまして、545万7, 937円の増額でございます。主な要因といたしましては人件費の増によるものでございます。次に、284ページ285ページをお開きください。2款医業費でございます。1項医業費1目医療用機械器具費につきましては、阿須那診療所及び矢上診療所の医療機器管理費及び整備費でございます。合わせて251万6, 404円が支出済でございます。前年度と比較いたしまして、39万7, 001円の増額でございます。次に、同款同項3目医療用衛生材料費につきましては、4か所の診療所の診療材料費・薬品費・検査委託費でございます。合わせて1, 158万2, 373円が支出済でございます。前年度と比較いたしまして、177万4, 811円の増額でございます。次に、3款施設整備費1項施設整備費につきましては、矢上診療所の電子カルテシステム整備事業費でございます。847万円が支出済でございます。次に、4款1項公債費でございますが元金と利子分を合わせて、2, 240万3, 848円が支出済でございます。次に、286ページ287ページでございます。6款諸支出金1項償還金でございますが、過年度分へき地医療対策費補助金返還金といたしまして、191万5, 000円が支出済でございます。次に、98款予備費でございますが、令和6年度におけるの充用はございませんでした。最後に、288ページでございます。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が1億4, 297万9, 000円。歳出総額が1億3, 818万3, 000円。歳入歳出差引額が479万6, 000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の479万6, 000円でございます。以上、令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~〇~~~~~

( 日程第 8 認定第 4 号 令和 6 年度 邑南町 後期高齢者医療事業  
特別会計歳入歳出決算の認定 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 8、認定第 4 号 令和 6 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 認定第 4 号の提案理由を御説明申し上げます。認定第 4 号は、令和 6 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものでございます。詳細につきましては、町民課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 認定第 4 号 令和 6 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。決算書の、290 ページ 291 ページでございます。はじめに歳入合計でございますが、予算現額 4 億 7 2 2 万 3, 0 0 0 円に對しまして、調定額は 4 億 9 1 6 万 3, 4 9 7 円。収入済額は 4 億 8 3 5 万 7 1 7 円。収入未済額は 8 1 万 2, 7 8 0 円でございます。収入済額は前年度と比較いたしまして、2, 6 5 8 万 1, 3 6 5 円の増額でございます。続きまして、292 ページ 293 ページでございます。歳出合計でございますが、予算現額は歳入合計額と同額でございます。支出済額は、4 億 1 3 6 万 3, 6 0 7 円。翌年度繰越額はございませんで、不用額は 5 8 5 万 9, 3 9 3 円でございます。支出済額は前年度と比較いたしまして、2, 3 7 4 万 9, 1 7 9 円の増額でございます。また、歳入歳出差引残額は 6 9 8 万 7, 1 1 0 円でございます。主な項目につきましては、事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。294 ページ 295 ページでございます。1 款 後期高齢者医療保険料でございますが、1 目 特別徴収保険料

につきましては年金から引き去りをされるものでございます。２目普通徴収保険料は、納付書や口座振替により直接納付されるものでございます。保険料全体の収入済額は、１億５，０６６万９，１９０円でございます。備考欄の現年度分につきましては、債務者への過誤納金還付未済額が延べ１７件、合計で２万６，８７０円でございますので、収入未済額は２目普通徴収保険料１節現年度分の、１７万５，９１０円と、２節滞納繰越分の、６６万３，７４０円を合わせまして、８３万９，６５０円でございます。なお、還付未済額を考慮した実質の保険料全体の徴収率は、９９．４４％でございます。次に、５款繰入金１項一般会計繰入金でございますが、２億４，４８２万７９４円でございます。次に、６款繰越金でございますが、前年度繰越金でございます、４１５万４，９２４円でございます。次に、７款諸収入１項延滞金加算金及び過料でございますが、１，２００円でございます。次に、２９６ページ２９７ページでございます。同款２項広域連合納付金でございますが、８７０万４，６０９円でございます。前年度の療養給付費負担金精算金が主なものでございます。続きまして、歳出でございます。２９８ページ２９９ページでございます。１款総務費１項総務管理費につきましては、１，６６７万３，２７５円が支出済でございます。邑智郡総合事務組合負担金が主なものでございます。次に、２款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料負担金・療養給付費負担金合わせまして、３億８，４２４万５，５５１円が支出済でございます。次に、４款諸支出金１項償還金及び還付加算金につきましては、１万６，８２０円が支出済でございます。次に、３００ページ３０１ページでございます。９８款予備費でございますが、令和６年度におけるの充用はございませんでした。最後に３０２ページでございます。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が、４億８３５万１，０００円。歳出総額が、４億１３６万４，０００円でございます。歳入歳出差引額が、６９８万７，０００円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので実質収支額は同額の、６９８万７，０００円でございます。以上、令和６年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計につきまして、地方自治法第２３３条第３項の規定により議会の認定に付すものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 9 認定第 5 号 令和 6 年度 邑南町 電気通信事業特別会計
歳入歳出決算の認定)

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 9、認定第 5 号令和 6 年度 邑南町 電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 認定第 5 号の提案理由を御説明申し上げます。認定第 5 号は、令和 6 年度 邑南町 電気通信事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものでございます。詳細につきましては、情報みらい創造課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○植田情報みらい創造課長（植田啓司） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、植田情報みらい創造課長。

○植田情報みらい創造課長（植田啓司） 認定第 5 号令和 6 年度 邑南町 電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。決算書の 303 ページをお開きください。303 ページから 307 ページまでが、歳入歳出の決算書でございます。主な事業の項目につきましては事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは総額のみを申し上げます。はじめに歳入でございます。304 ページ 305 ページを御覧ください。予算現額 7 億 4,342 万 5,000 円。調定額 5 億 8,290 万 4,057 円。収入済額 5 億 8,181 万 5,562 円。収入未済額が 108 万 8,495 円でございます。306 ページ 307 ページを御覧ください。歳出でございます。予算現額は歳入と同額でございます。歳出済額 5 億 6,690 万 525 円。翌年度繰越額 1 億 6,084 万 6,000 円。不用額は 1,567 万 8,475 円。歳入歳出差引残額は 1 億 7,652 万 4,475 円でございます。続きまして、事項別明細書で主なものを御説明いたします。308 ページ 309 ページをお開きください。歳入でございます。1 款分担金及び負担金の情報通信施設負担金の収入済額が、

4 2 7 万 5, 5 0 0 円。これは、新規の施設加入負担金と引込工事費負担金でございます。次に、2 款使用料及び手数料でございますが、使用料の情報通信施設使用料は基本チャンネルの利用料やインターネットの利用料などで手数料と合わせて合計で、2 億 4, 6 9 0 万円でございます。次に、3 1 0 ページ 3 1 1 ページをお開きください。6 款繰入金でございますが、一般会計繰入金 1, 9 7 5 万 9, 0 0 0 円となっております。次に、3 1 2 ページ 3 1 3 ページをお開きください。8 款諸収入の雑入でございますが、3, 1 7 4 万 8, 8 4 2 円となっております。この主なものですが、消費税の還付金、NHKの団体一括手数料、工事などの支障移転に関わる補償費でございます。次に、9 款町債でございます。情報通信施設整備事業の財源として、2 億 5, 5 7 0 万円起債しております。次に、3 1 4 ページ 3 1 5 ページをお開きください。歳出でございます。1 款総務費の電気通信事業一般管理費でございますが、2 億 4, 9 1 6 万 2, 8 0 9 円となっております。この主なものは、まず 1 2 節委託料がインターネットと I P 電話に係るサービス業務委託、各種機器等の保守料とおおなんケーブルテレビへの業務委託などで、総額 1 億 2, 1 1 2 万 9, 7 2 5 円でございます。1 3 節使用料及び賃貸料が、サーバー等機器のリース料、I P 電話回線の使用料、NHKの受信料などで、総額 7, 8 6 8 万 7, 7 7 7 円。1 4 節工事請負費が、支障移転工事などで、総額 2, 6 7 1 万 3, 9 8 5 円でございます。次に、3 1 6 ページ 3 1 7 ページを御覧ください。2 款電気通信事業費でございます。放送設備及び通信設備の整備事業が、2 億 5, 6 3 3 万 6 3 5 円の事業費となっております。なお、半導体製品の調達が遅延しているため、1 億 6, 0 8 4 万 6, 0 0 0 円の繰越しをしております。3 款基金積立金でございますが、4, 6 5 5 万 9 5 8 円を電気通信事業基金に積立てしております。4 款公債費でございますが、1, 4 8 5 万 6, 1 2 3 円を借入金の元利償還金として支出しております。3 2 0 ページを御覧ください。実質収支に係る調書でございます。歳入総額が 5 億 8, 1 8 1 万 6, 0 0 0 円。歳出総額が 5 億 6, 6 9 0 万 1, 0 0 0 円。歳入歳出差引額が 1, 4 9 1 万 5, 0 0 0 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源として、先ほど申し上げました通信施設整備事業への財源が、1 4 万 6, 0 0 0 円となります。これを歳入歳出差引額から減じまして、実質収支額が 1, 4 7 6 万 9, 0 0 0 円となっております。以上、令和 6 年度 邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により議会の認定を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 10 認定第 6 号 令和 6 年度邑南町水道事業会計  
決算の認定 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 10、認定第 6 号令和 6 年度邑南町水道事業会計決算の認定を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 認定第 6 号の提案理由を御説明申し上げます。認定第 6 号は、令和 6 年度邑南町水道事業会計決算について議会の認定に付するものでございます。詳細につきましては、水道課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○三浦水道課長（三浦康孝） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、三浦水道課長。

○三浦水道課長（三浦康孝） 認定第 6 号令和 6 年度邑南町水道事業会計決算の認定について説明いたします。1 ページをお開きください。決算報告書を説明いたします。なお、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出につきましては、消費税を含んでおります。収益的収入及び支出といたしまして、第 1 款水道事業収益の決算額は、4 億 6 万 8, 2 2 6 円です。内訳としましては、第 1 項営業収益は 2 億 1, 3 8 3 万 4, 8 9 3 円。第 2 項営業外収益は 1 億 8, 6 2 3 万 3, 3 3 3 円となっております。次に支出でございます。第 1 款水道事業費用の決算額は、3 億 8, 5 0 3 万 6, 0 3 6 円です。内訳としましては、第 1 項営業費用は 3 億 5, 5 3 0 万 8 7 0 円。営業外費用は 2, 9 7 3 万 5, 1 6 6 円。第 3 項予備費については 0 円となっております。続きまして資本的収入及び支出について説明いたします。2 ページをお開きくだ

さい。収入といたしまして、第1款資本的収入の決算額は、4億6,047万7,400円です。内訳としましては、第1項企業債は2億5,120万円。第2項国庫補助金は6,775万7,000円。第3項他会計補助金は1億2,357万5,000円。第4項工事負担金は1,794万5,400円。第5項その他資本的収入は0円となっております。次に支出でございます。第1款資本的支出の決算額は、6億5,322万4,458円です。内訳としましては、第1項建設改良費は、3億7,725万4,652円。翌年度繰越額、3,100万円。第2項企業債償還金は、2億7,596万9,806円となっております。支出欄外に記載してありますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,274万7,058円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,802万7,619円。過年度分損益勘定留保資金6,977万9,436円。当年度分損益勘定留保資金1億494万3円で補填しております。続きまして3ページをお開きください。邑南町水道事業損益計算書について説明いたします。営業収益は、1億9,442万7,198円。営業費用は、3億4,898万9,083円ですので、営業損失は1億5,456万1,885円でございます。営業外収益は、1億8,620万6,234円。営業外費用は、2,969万619円ですので、経常利益は195万3,730円。当年度純利益は195万3,730円。また、前年度繰越利益剰余金は、6,112万251円ですので、当年度未処分利益剰余金は、6,307万3,981円でございます。続きまして4ページをお開きください。邑南町水道事業剰余金計算書について説明いたします。資本金及び剰余金のうち資本剰余金については、当年度変動額は0円。利益剰余金のうち未処分利益剰余金当年度末残高に当年度利益195万3,730円を加え6,307万3,981円となり、資本合計の当年度末残高は、15億1,502万605円でございます。続きまして6ページをお開きください。水道事業貸借対照表について説明いたします。まず資産の部です。固定資産合計は、57億1,838万1,262円。流動資産合計は、3億2,678万3,064円ですので、資産合計は60億4,516万4,326円でございます。次に7ページ負債の部です。固定負債合計は、21億4,518万3,901円。流動負債合計は、4億3,116万1,211円。繰延収益合計は、19億5,379万8,609円ですので、負債合計は45億3,014万3,721円でございます。次に資本の部です。資本金合計は、14億5,128万4,500円。剰余金合計は、6,373万6,105円ですので、資本金合計は15億1,502万605円となり、負債資本合計は、60億4,516万4,326円でございます。以下9ページから決算附属書類を添付しますので御確認ください。以上、地方公営企業法30条第4項の規定により、令和6年度邑南町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて認定に付するものでござ

います。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 11 認定第 7 号 令和 6 年度 邑南町 下水道事業会計
決算の認定 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 11、認定第 7 号 令和 6 年度 邑南町 下水道事業会計決算の認定を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 認定第 7 号の提案理由を御説明申し上げます。認定第 7 号は、令和 6 年度 邑南町 下水道事業会計決算について議会の認定に付するものでございます。詳細につきましては、水道課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○三浦水道課長（三浦康孝） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、三浦水道課長。

○三浦水道課長（三浦康孝） 認定第 7 号 令和 6 年度 邑南町 下水道事業会計決算の認定について説明いたします。1 ページをお開きください。決算報告書を説明いたします。なお、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出につきましては、消費税を含んでおります。収益的収入及び支出の収入といたしまして、第 1 款 下水道事業収益の決算額は、7 億 9,410 万 7,371 円です。内訳としましては、第 1 項 営業収益は、1 億 9,159 万 2,695 円。第 2 項 営業外収益は 6 億 151 万 2,476

円。第3項特別利益は100万2,200円となっております。次に支出でございます。第1款下水道事業費用の決算額は、7億5,929万8,993円です。内訳としましては、第1項営業費用は7億406万2,517円。営業外費用は5,064万659円。第3項特別損失は459万5,817円。第4項予備費については0円となっております。続きまして、資本的収入及び支出について説明いたします。2ページをお開きください。収入といたしまして、第1款資本的収入の決算額は、4億7,578万6,506円です。内訳としましては、第1項企業債は、2億3,190万円。第3項他会計補助金は1億6,815万7,000円。第5項国庫補助金は5,525万1,000円。第7項負担金等は、2,047万8,506円となっております。次に支出でございます。第1款資本的支出の決算額は、6億7,716万5,706円です。内訳としましては、第1項建設改良費は1億7,661万8,917円。第3項企業債償還金は5億54万6,789円となっております。支出欄外に記載していますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億137万9,200円は、引継金9,962万2,761円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額637万1,128円、当年度分損益勘定留保資金9,538万5,311円で補填しております。続きまして4ページをお開きください。邑南町下水道事業損益計算書について説明いたします。営業収益は、1億7,417万7,450円。営業費用は6億8,480万106円ですので、営業損失は5億1,062万2,656円でございます。営業外収益は、6億5万4,156円。営業外費用は、5,740万634円で、経常利益は3,203万866円です。特別利益は、100万2,200円。特別損失459万5,817円。当年度純利益は2,843万7,249円となり、当年度未処分利益剰余金は2,843万7,249円でございます。続きまして5ページをお開きください。邑南町下水道事業剰余金計算書について説明いたします。資本金12億5,826万9,679円に、資本剰余金合計1億598万2,625円と利益剰余金合計2,843万7,249円を加え、資本合計の当年度末残高は13億9,268万9,553円でございます。続きまして7ページをお開きください。下水道事業貸借対照表について説明いたします。まず資産の部です。固定資産合計は、103億9,854万1,353円。流動資産合計は、2億9,371万218円ですので、資産合計は106億9,225万1,571円でございます。次に8ページ負債の部です。固定負債合計は、32億3,798万6,564円。流動負債合計は6億5,664万2,883円。繰延収益合計は54億493万2,571円ですので、負債合計は92億9,956万2,018円でございます。次に資本の部です。資本金合計は、12億5,826万9,679円。剰余金合計は、1億3,441万9,874円ですので、資本合計は13億9,268万9,5

53円となり、負債資本合計は106億9,225万1,571円でございます。以下10ページから決算附属書類を添付しておりますので、御確認ください。以上、地方公営企業法30条第4項の規定により、令和6年度邑南町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付するものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●宮田議員（宮田博） 議長、8番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 8番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 損益計算書が違うでしょう。赤字を訂正してペーパーで配ってある。皆さんにいっとるのは黒字になっとる。こっち入っているのは赤字のままで表記してある。

（ 執行部から休憩の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） ここで休憩に入ります。再開は11時35分とします。よろしくお願いいたします。

—— 午前11時17分 休憩 ——

—— 午前11時35分 再開 ——

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開いたします。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 失礼します。先ほど認定第7号におきまして、令和6年度邑南町下水道事業会計決算の認定の説明をさせていただきましたが、下水道事業会計の決算書で一部訂正をお願いしたいと思います。決算書の4ページでございます

が、数字2か所において赤字で表記をしておりました。これを黒字に訂正をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） ただいま執行部から、認定第7号に赤字部分2か所あるということで、これを訂正したいということがございました。このことについて、皆さん方よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。ほか質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 決算審査の報告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 続きまして、監査委員から令和6年度邑南町各会計歳入歳出決算審査意見書。令和6年度水道事業会計決算審査意見書。令和6年度下水道事業会計決算審査意見書について、監査委員からの報告を求めます。

○迫田代表監査委員（迫田悦三） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、迫田代表監査委員。

○迫田代表監査委員（迫田悦三） 令和6年度の一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計について、決算審査報告をさせていただきます。各会計につきましては町長から審査付託を受け、計数の確認、関係諸帳簿との照合、また、規程などに基づいて適正に会計処理が行われているか検証するとともに、職員の説明を求め慎重に審査を行いました。審査の結果でございますが、全ての会計の歳入歳出決算書及び附属資料は関係諸帳簿と符合し、決算計数に相違なく適正に執行されたものと認められました。審査内容、詳細につきましては、各審査意見書を御覧いただければと存じます。一言申し添えますと、厳しい財政事情の中、一般会計及び各特別会計の実質収支は黒字となっておりますが、地方債の増加などにより財政の硬直化も懸念されるところであり、今後適切な予算策定と執行を行うなど財政健全化に向けた取組が

望まれます。また、水道・下水道事業会計はともに当期純利益を計上していますが、今後人口減少、設備の更新などにより営業収益の増加は見込めず、財政状況が悪化することも予想されます。経営維持のため、的確な経営分析と経営戦略が求められるところであります。以上でございます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、代表監査委員からの決算審査結果の報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（議長発議 決算特別委員会の設置について）

●漆谷議長（漆谷光夫） お諮りいたします。認定第1号から認定第7号までの決算認定については、委員9名で構成する決算特別委員会を設置しこれに付託のうえ調査することとし、調査期間につきましては調査終了までとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの決算認定については委員9名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査することとし、調査期間につきましては調査終了までとすることに決定をいたしました。委員の指名について、お諮りいたします。委員は、議長において次の議員を指名いたしたいと思います。1番石國議員。2番奈須議員。3番鍵本議員。4番野田議員。5番日高議員。6番瀧田議員。9番中村議員。10番辰田議員。11番山中議員。以上9名を指名いたします。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名が決算審査特別委員会委員に決定をいたしました。本日、本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、委員長・副委員長を決定し議長に報告をお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第12 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の  
選任の同意）



●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第12、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についての提案理由について、御説明申し上げます。本件は、固定資産評価審査委員会委員として引き続き加藤幸造氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。任期は、地方税法第423条の規定により3年間となります。加藤氏は、旧羽須美村役場に昭和49年から在職され、邑南町役場羽須美支所長などの要職を務められました。その間、税務係において10年の勤務実績があり、固定資産の評価事務に精通しておられます。人格、識見ともに優れ、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えますので、よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第13 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の
選任の同意 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第13、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についての提案理由について、御説明申し上げます。本件は、固定資産評価審査委員会委員として引き続き三上俊二氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでござい

ます。任期は、地方税法第423条の規定により3年間となります。三上氏は、旧瑞穂町役場に昭和53年から在職され、邑南町税務課長などの要職を務められました。その間、税務課や税務係において12年の勤務実績があり、固定資産の評価事務に精通しておられます。人格、識見ともに優れ、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えますので、よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第14 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の  
選任の同意 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第14、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についての提案理由について、御説明申し上げます。本件は、固定資産評価審査委員会委員として引き続き田原正幸氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。任期は、地方税法第423条の規定により3年間となります。田原氏は、旧石見町役場に昭和44年から在職され、邑南町瑞穂支所町民福祉課長などの要職を務められました。その間、税務課において15年3か月の勤務実績があり、固定資産の評価事務に精通しておられます。人格、識見ともに優れ、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えますので、よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第15 承認第9号 専決処分の承認

(令和 7 年度 邑南町 一般会計補正予算第 3 号)

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 15、承認第 9 号専決処分の承認を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 承認第 9 号の提案理由を御説明申し上げます。承認第 9 号専決処分の承認についてでございますが、これは令和 7 年度 邑南町 一般会計補正予算第 3 号により、歳入歳出それぞれ 7 5 1 万 6, 0 0 0 円を追加することについて専決処分したものでございます。詳細につきましては、財務課長が説明しますのでよろしくお願いいたします。

○森田財務課長（森田政徳） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、森田財務課長。

○森田財務課長（森田政徳） 承認第 9 号専決処分の承認を求めることについて、令和 7 年度 邑南町 一般会計補正予算第 3 号について説明をいたします。今回の補正予算の内容は、令和 7 年 7 月 8 日から 9 日の豪雨及び令和 7 年 7 月 14 日の豪雨による災害復旧費の補正です。予算書の 1 ページです。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ 7 5 1 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 3 5 億 9 5 2 万 5, 0 0 0 円としたものです。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2 ページから 3 ページの第 1 表歳入歳出予算補正に記載をしております。第 2 条地方債の補正ですが、4 ページの第 2 表地方債補正のとおり令和 7 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業のため 1 6 0 万円を追加したもので、補正後の地方債合計額は 1 1 億 4, 8 6 0 万円です。補正予算の主な内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明いたします。4 ページの歳入です。12 款分担金及び負担金 1 項分担金は、現年発生補助災害復旧事業費分担金を 6 7 万 4, 0 0 0 円追加したものです。18 款繰入金 2 項基金繰入金は、財源調整のため財政調整基金繰入金を 5 2 4 万 2, 0 0 0 円追加したもので、これにより財政調整基金の令和 7 年度末残高は 6 億 9, 3 5 8 万円となる見込みです。21 款町債 1 項町債は、現年発生農業用施設補助災害一般単独災

害復旧事業債を160万円追加したものです。6ページから歳出です。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農地災害復旧費の001農地災害復旧事業費（現年・補助災害）は、農地10か所の測量設計委託料を、494万2,000円追加。2目農業用施設災害復旧費の001農業施設災害復旧事業費（現年・補助災害）は、水路5か所の測量設計委託料257万4,000円を追加したものです。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第16 議案第72号 邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

日程第17 議案第73号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正

日程第18 議案第74号 邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第16、議案第72号邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正から、日程第18、議案第74号邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の一部改正までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第72号から議案第74号までの提案理由を、御説明申し上げます。議案第72号から議案第74号は、条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第72号邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第73号邑南町町営住宅管理条例の一部改正についてでございますが、これは出羽団地の解体に伴う改正でございます。次に、議案第74号邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の一部

改正についてでございますが、これは交流派遣対象者の拡大に伴う改正でございます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明しますので、よろしくお願いします。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議案第72号邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明します。この度の改正は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の拡充と妊娠又は出産等を申し出た職員等に対する情報提供の措置に係る規定を整備するため、邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものです。新旧対照表6分の1ページ第19条に、部分休業することができない職員として、新たに第1号に、育児休業法第17条に規定する短時間勤務職員をしている職員。第2号に、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く非常勤職員を加えます。第20条の見出しを（第1号部分休業の承認）に改め、第1項及び第2項では1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業を第1号部分休業とし、承認は30分単位として行うもの。第3項では非常勤職員の第1号部分休業の承認の規定を加えます。6分の2ページ第20条の2見出しを（第2号部分休業の承認）を加え、第1項では1年の期間内で請求できる部分休業を第2号部分休業とし、承認は1時間単位として第1号及び第2号において当該勤務時間及び当該残時間において承認請求があったときの時間数の規定を加えます。6分の3ページにかけて第20条の3見出しを（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）を加え、部分休業の承認期間の規定を加えます。第20条の4見出しを（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）を加え、第2号部分休業の取得時間数について常勤職員及び非常勤職員の取得時間数の規定を加えます。第20条の5見出しを（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）を加え、条例で定める特別な事情の場合、第1号部分休業から第2号部分休業へ、またはその逆への変更が可能となる特別な事情の規定を加えます。第21条第1項及び6分の4ページ第1項第2項について、現行部分休業を、改正後は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業のに改めます。第22条第1項育児休業法第19条第3項による変更があった場合、同法第5条第2項を準用し部分休業の承認の取消しができるように規定するものです。6分の5ページ第23条の2見出

しを（妊娠又は出産等について、申出をした職員等に対する意見確認等）を加え、第1項では妊娠・出産等を申出た職員に対する制度周知、意向確認など職業生活と家庭生活の改善となる確認措置を各1号から3号に加え、第2項では3歳に満たない子を養育する職員に対する前項と同じく各項を加えます。条文に戻り、附則この条例は令和7年10月1日から施行する、としております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

○**沖野資産経営課長（沖野弘輝）** 議長、番外。

●**漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、沖野資産経営課長。

○**沖野資産経営課長（沖野弘輝）** 議案第73号邑南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、説明いたします。この度の改正は出羽団地2棟10戸が老朽化しているため、用途廃止を行うものです。別表中、昭和48年度建設出羽82番地の平屋建て5戸と、昭和53年度建設出羽91番地の2階建て5戸を削ります。附則、この条例は公布の日から施行します。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●**漆谷議長（漆谷光夫）** ここでお諮りしますが、議案74号の説明を終えてから休憩に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**田村学びのまち推進課長（田村成生）** 議長、番外。

●**漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、田村学びのまち推進課長。

○**田村学びのまち推進課長（田村成生）** 議案第74号邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の一部改正について、御説明申し上げます。この度の一部改正は、フィンランド共和国交流派遣事業の派遣対象の生徒を拡大したことに伴うものでございます。あわせて法令用語の整理も行っております。議案に添付しております邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第1条は、フィンランド共和国への派遣を通して国際的な感覚を養い、地域の発展に寄与できる人材の育成を目的とする邑南町フィンランド共和国交流派遣事業に参加する生徒（以下、生徒という。）に対し、邑南町フィンランド共和国交流派遣

貸付基金（以下、基金という。）を設置し、派遣資金の貸付けを行うことを目的とする、と改めます。第2条を削り、第3条から第10条までを繰上げ、第5条貸付けを受けることができる者は、邑南町フィンランド共和国交流派遣実施要綱の規定により派遣される生徒又はその生徒の保護者（以下、貸付対象者という。）とすると改め、同条を第4条とします。第6条以降、貸付を送り仮名のついた貸付けに改め、保護者を貸付対象者に改めます。条文に戻りまして、附則のとおり公布の日から施行するとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。それでは、ここで休憩に入ります。再開は1時15分とします。よろしくお願いいたします。

—— 午後 0時03分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

- （ 日程第19 議案第75号 令和7年度邑南町一般会計補正予算第4号
日程第20 議案第76号 令和7年度邑南町国民健康保険事業
特別会計補正予算第2号
日程第21 議案第77号 令和7年度邑南町国民健康保険
直営診療所事業特別会計補正予算第2号
日程第22 議案第78号 令和7年度邑南町後期高齢者医療事業
特別会計補正予算第1号
日程第23 議案第79号 令和7年度邑南町電気通信事業
特別会計補正予算第1号
日程第24 議案第80号 令和7年度邑南町下水道事業会計
補正予算第1号 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開いたします。日程第19、議案第75号令和7年度邑南町一般会計補正予算第4号から、日程第24、議案第80号令和7年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第75号から議案第80号までの提案理由を御説明申し上げます。まず、議案第75号令和7年度邑南町一般会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ6,038万2,000円を追加するものでございます。次に、議案第76号令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ1,051万3,000円を追加するものでございます。次に、議案第77号令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ238万3,000円を追加するものでございます。次に、議案第78号令和7年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ304万6,000円を追加するものでございます。次に、議案第79号令和7年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号は、国庫補助金の交付決定に伴い財源更正するものでございます。次に、議案第80号令和7年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号は、収益的収入及び支出について、それぞれ450万7,000円を減額し、資本的収入については1,159万3,000円を減額し、資本的支出を359万円減額するものでございます。以上詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明しますのでよろしくお願いします。

○森田財務課長（森田政徳） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、森田財務課長。

○森田財務課長（森田政徳） 議案第75号令和7年度邑南町一般会計補正予算第4号について説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ6,038万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億6,990万7,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額については、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。第2条の債務負担行為の補正は、5ページの第2表債務負担行為補正に記載をしております。追加分といたしまして、ホームページ更新事業費は令和8年度に889万4,000円を、eスポーツを核とした学びのサイクル推進事業は令和8年度に350万円を限度額として設定するものです。第3条の地方

債の補正は、6ページの第3表地方債補正のとおり、変更分として過疎地域自立促進特別事業債を160万円追加。公営住宅建設事業債を270万円追加するものです。これにより、地方債の限度額の合計は11億5,290万円となります。補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明いたします。4ページの歳入をお願いいたします。10款地方交付税1項地方交付税は、交付決定により普通交付税を、5,154万7,000円減額するものです。法人の資産売却に伴う町民税法人税割の増額による基準財政収入額の増加などが主な要因でございます。6ページの14款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、邑南町エアコン等購入支援事業費の財源として923万2,000円を追加するものです。8目土木費国庫補助金は、交付金配分額の減額に伴い、社会資本整備総合交付金（住宅）を578万円減額するものです。8ページの17款寄附金1項寄附金は、寄附額の増加に伴い、企業版ふるさと納税寄附金を1,361万4,000円追加するものです。18款繰入金2項基金繰入金は、財源調整のため財政調整基金繰入金を、3億1,148万8,000円減額するものです。これにより財政調整基金の令和7年度末残高は、10億507万円となる見込みです。19款繰越金1項繰越金は前年度繰越金で、3億6,638万8,000円を追加するものです。10ページの20款諸収入5項雑入は、3,190万8,000円を追加するもので、主なものは、邑智郡総合事務組合負担金の過年度分の精算に伴う返還金の追加などによるものです。21款町債1項町債は、第3表地方債補正のとおりです。12ページから歳出になります。1款議会費1項議会費は、議員数の1名減少に伴い議員報酬費を339万5,000円減額するものです。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、1,082万7,000円を追加するもので、主なものは002一般管理費24まち・ひと・しごと創生基金管理費が企業版ふるさと納税寄附金の追加に伴い、基金積立金を850万円の追加などです。同じく6目企画費は650万6,000円を追加するもので、主なものは016まち・ひと・しごと創生総合戦力事業費04矢上高校魅力化事業が、企業版ふるさと納税寄附金の追加に伴いeスポーツを核とした学びのサイクル事業委託料、450万円の追加などです。11目情報政策費は1,068万2,000円を追加するものです。主なものは、001庁舎管理費（情報推進）01庁舎管理費（情報推進）が、庁舎内にある電話関連サーバー機器の修繕費用を324万5,000円追加。03ホームページ更新事業費が、邑南町ホームページのリニューアル費用を1,444万6,000円追加。002電気通信事業特別会計繰出金01電気通信事業特別会計繰出金が、令和6年度決算に伴う繰越金の確定により、886万9,000円の減額などです。14ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、1,727万2,000円を追加するもので、主なもの

は、００５国民健康保険事業特別会計繰出金が、７６６万１，０００円減額。０２９社会福祉事業費補助金等返還金が過年度分の精算に伴う国県支出金返還金で、２，４９３万３，０００円の追加などです。３目老人福祉費は、１，８１６万７，０００円を減額するもので、主なものは００３後期高齢者医療事業特別会計繰出金が、１，８４７万６，０００円の減額などです。１６ページの２項児童福祉費１目児童福祉総務費は、０１２児童福祉事業費補助金等返還金で過年度分の精算に伴う国県支出金返還金を、７１２万９，０００円追加するものです。１８ページの３項生活保護費１目生活保護総務費は、００８生活保護事業費補助金等返還金で過年度分の精算に伴う国県支出金返還金を、５０７万３，０００円追加するものです。４款衛生費１項保健衛生費１目保健衛生総務費は、７６９万５，０００円を追加するもので、００６直営診療所事業特別会計繰出金が令和６年度決算に伴う繰越金の確定などにより、５０２万５，０００円減額。０１２医療福祉従事者確保奨学基金事業費が、奨学金返還免除の決定に伴い積立金を、１，２７２万円の追加です。２２ページの７款商工費１項商工費は、物価高騰対策として家計支援と地域内消費の促進を図るため、邑南町エアコン等購入支援事業費（重点交付金）、９２３万５，０００円を追加するものです。２４ページの８款土木費４項住宅費１目住宅管理費は、６９万５，０００円を追加するもので、００２住宅管理費１６三本松団地改修工事費が三本松団地内の給水設備等を更新するため、６１９万５，０００円の追加。０１３建築物耐震改修促進計画改定事業費０１建築物耐震改修促進計画事業費が、国庫補助金配分額の減額に伴い、５５０万円の減額です。以上、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第７６号令和７年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第２号について、御説明申し上げます。第１条歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出それぞれ１，０５１万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１３億３，５８２万４，０００円とするものでございます。この度の補正は、令和６年度の決算に伴います繰越金や令和６年度職員給与費等繰入金の精算及び、令和７年度国民健康保険税本算定に伴う保険税の対応のため、それぞれについて必要な補正を行うものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございまして、１款１項国民健康

保険税でございますが、本算定に伴いまして746万円を追加するものでございます。次に、9款繰入金1項基金繰入金でございますが、県補助金の償還、職員給与費精算による増額等により、66万3,000円を追加するものでございます。次に、同款2項他会計繰入金でございますが、令和6年度歳出の確定等に伴いまして、76万1,000円を減額するものでございます。次に、10款1項繰越金でございますが、令和6年度決算に伴う繰越金といたしまして、1,005万1,000円を追加するものでございます。続きまして歳出でございます。7款1項基金積立金でございますが、令和6年度繰越金積立のため、1,005万1,000円を追加するものでございます。次に、9款諸支出金1項償還金及び還付加算金でございますが、令和6年度特定健診等の実績報告に伴い交付金の返還といたしまして、46万2,000円を追加するものでございます。続きまして、議案第77号令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号について、御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ238万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,513万円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。8款繰入金1項他会計繰入金でございますが、阿須那・日貫・矢上診療所の運営費補填分を合わせまして、502万5,000円を減額するものでございます。次に、9款1項繰越金でございますが、令和6年度決算に伴う繰越金といたしまして、479万6,000円を追加するものでございます。次に、10款諸収入2項受託事業収入でございますが、阿須那診療所及び日貫診療所の带状疱疹ワクチン接種受託料といたしまして246万円の追加。同款3項雑入でございますが、阿須那診療所及び矢上診療所の医療扶助及び医療費助成の受給情報オンライン取得のためのレセプトコンピュータ及び電子カルテ改修に係る補助金を、15万2,000円追加するものでございます。続きまして歳出でございます。1款総務費1項施設管理費でございますが、阿須那診療所の医療扶助オンライン資格確認との連携機能導入及び、矢上診療所の医療扶助及び医療費助成オンライン資格確認導入のための、業務委託費の追加に伴い合わせまして20万5,000円を追加するものでございます。次に、2款1項医業費でございますが、阿須那診療所及び日貫診療所におきまして带状疱疹ワクチン購入のため合わせまして、217万8,000円を追加するものでございます。続きまして、議案第78号令和7年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号について、御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ304万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4億4,404万6,000円とするものでございます。この度の補正は、令和6年度の決算に伴います繰越金並びに、療養給付費負担金の前年度

精算及び出納整理期間中に納付されました令和6年度の保険料につきまして令和7年度に精算することなどに伴い、それぞれ必要な補正を行うものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。5款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金につきましては、前年度事務費繰入金の精算により、394万1,000円を減額。3目療養給付費負担金繰入金は、令和6年度の療養給付費負担金の精算超過分、1,453万5,000円を減額するものでございます。次に、6款1項繰越金につきましては、令和6年度決算に伴う繰越金といたしまして、698万7,000円を追加するものでございます。次に、7款諸収入2項広域連合納付金でございますが、令和6年度の療養給付費負担金の精算に伴う超過分の返還金といたしまして、1,453万5,000円を追加するものでございます。続きまして歳出でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合負担金1目保険料等負担金につきましては、令和6年度出納整理期間中に納付されました保険料を令和7年度の歳出予算で広域連合に納めることとなっておりますので、繰越金に含まれております保険料分、304万6,000円を追加するものでございます。以上、3会計につきまして、それぞれ地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○植田情報みらい創造課長（植田啓司） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、植田情報みらい創造課長。

○植田情報みらい創造課長（植田啓司） 議案第79号令和7年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について、御説明いたします。予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、この度の補正は歳入予算の組替によるもので歳入歳出総額に変更はなく、総額は補正前と同じ5億2,700万円でございます。第2条の地方債の補正は、4ページの第2表地方債補正のとおり、情報基盤整備事業債の限度額を、2億1,970万円から1億1,840万円に減額するものです。歳入予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページ3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。次に、補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。事項別明細書の4ページ5ページを御覧ください。情報基盤整備事業の財源につきまして、当初は町債を見込んでおりましたが国の補助金が活用できることになったため、3款国庫支出金1項国庫補助金1目電気通信事業費国庫補助金を、1億127万5,000円計上しております。

す。これに伴い、9款町債1項町債1目情報基盤整備事業債を、1億130万円減額するものでございます。次に、令和6年度決算による繰越金を計上し繰越金で確保した財源を繰入金の減額に充てようとするものでございます。7款繰越金1項繰越金1目繰越金につきまして、1,466万9,000円を計上しております。繰越金で確保した財源を、6款繰入金について、1項基金繰入金1目電気通信事業基金繰入金を、577万5,000円を減額し、2項他会計繰入金1目一般会計繰入金を、886万9,000円減額するものでございます。以上、令和7年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○三浦水道課長（三浦康孝） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、三浦水道課長。

○三浦水道課長（三浦康孝） 議案第80号令和7年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号について、御説明いたします。今回の補正は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の項目につきまして減額をするものでございます。補正予算書の1ページをお開きください。第2条収益的収入は、収入科目第1款下水道事業収益第2項営業外収益を450万7,000円減額して、5億6,820万7,000円とするものでございます。収益的支出は、支出科目第1款下水道事業費用第1項営業費用を450万7,000円減額して、7億389万5,000円とするものでございます。第3条資本的収入及び支出の補正については、予算第4条本文かつこ書きを、不足する額1億9,315万3,000円は過年度分損益勘定留保資金8,167万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,147万6,000円で補填するものとするに改め、収入科目第1款資本的収入第1項企業債を1,010万減額して2億2,610万円とし、第3項他会計補助金を405万7,000円追加し1億8,256万4,000円とし、第5項国庫補助金を600万減額して5,934万円とするものでございます。次に、支出科目第1款資本的支出第1項建設改良費を359万減額して、1億7,149万8,000円とするものでございます。第4条予算第5条で定めた起債の限度額は、各事業債を調整し補正するものでございます。補正予算書の2ページをお開きください。第5条予算第8条で定めた経費について補正するものでございます。補正予算に関する説明書1ページをお開きください。資本的収入及び支出の予定額を次のとおりとするものでございます。資本的支出について、詳細を補正予算に関する説明書で説明いたします。

支出科目は、1目管渠建設改良費、委託料415万8,000円追加するものでございます。2目ポンプ場建設改良費、通信運搬費10万円、委託料880万5,000円、工事請負費を319万5,000円減額するものでございます。4目浄化槽整備事業費、工事請負費を435万2,000円追加するものでございます。以下3ページから、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表等説明資料を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。以上地方公営企業を24条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（散会宣告）

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

—— 午後 1時41分 散会 ——